

旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 (2 0 1 8 年) 5 月 3 1 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(町田市旅館業法施行条例の一部改正)

第1条 町田市旅館業法施行条例（平成24年3月町田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「営業施設」を「旅館業の施設」に改め、同号ウを削り、同条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 旅館業の施設の照明設備は、当該施設内のそれぞれの場所で宿泊者の安全衛生上又は業務上必要な照度を満たすものとする。

(3) 旅館業の施設の排水設備は、水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障のないようにしておくこと。

第5条第5号ウを次のように改める。

ウ 寝具は、適切に洗濯、管理等を行うこと。

第5条第6号を削り、同条第7号を同条第6号とし、同条第8号イ及びウ中「あつては」を「ついては」に改め、同号エ（ア）中「規則」を「町田市規則（以下「規則」という。）」に改め、同号キ中「あつては」を「ついては」に改め、同号を同条第7号とし、同条第9号中「洗面所」の次に「及び便所の手洗設備」を、「供給する」の次に「とともに、石けん等を常に使用できるよう備える」を加え、同号を同条第8号とし、同条第10号を同条第9号とし、同条第11号中「便所」を「洗面所、便所等」に改め、同号を同条第10号とし、同条第12号中「営業施設」を「旅館業の施設」に改め、同号を同条第11号とする。

第7条を次のように改める。

(営業者の遵守事項)

第7条 営業者は、旅館業の施設ごとに、公衆の見やすい場所に、当該施設の名称を表示しなければならない。

第8条の見出し中「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条各号列記以外の部分中「第1条第1項第11号」を「第1条第1項第8号」に、「ホテル営

業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条第1号中「宿泊者」を「玄関帳場を設ける場合には、宿泊者」に、「位置に」を「位置とし、かつ」に、「玄関帳場を設置する」を「ものである」に改め、同条第2号及び第3号を削り、同条第4号ア中「第1条第1項第2号イ又は第3号」を「第1条第1項第1号」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 収容定員に応じた十分な広さを有し、かつ、清掃が容易に行える構造であること。

第8条第4号を同条第2号とし、同条第5号を同条第3号とし、同条第6号を削り、同条第7号アを次のように改める。

ア 衛生上支障が生じないよう清掃が容易に行える構造であること。

第8条第7号ウを削り、同号エを同号ウとし、同号を同条第4号とし、同条第8号を同条第5号とし、同条第9号イ中「男子用及び女子用とを区分した共同便所を設け、規則で定める宿泊定員に応じた数の便器を設置する」を「共同便所を設ける」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「各階に設置し、」を削り、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 宿泊者等の利用しやすい位置に設けること。

第8条第9号に次のように加える。

エ 共同便所を設ける場合には、男子用と女子用を別に設け、適当な数の便器を設置すること。

第8条第9号を同条第6号とし、同条第10号中「規則で定める」を「宿泊者の需要を満たすことができる適当な」に改め、同号を同条第7号とする。

第9条を削る。

第10条第1項各号列記以外の部分中「第1条第3項第7号」を「第1条第2項第7号」に改め、同項第1号及び第2号を削り、同項第3号中「第1条第3項第1号」を「第1条第2項第1号」に改め、同号を同項第1号とし、同項第4号を削り、同項第5号を同項第2号とし、同項に次の1号を加える。

(3) 玄関帳場等を有しない場合には、事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする体制を整備すること。

第10条第2項を削り、同条第3項中「第8条第4号イ及び同条第5号から第10号まで並びに前条第1項第1号」を「第8条第2号イ及びウ並びに同条第3号から第7号まで」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第9条とする。

第11条第1項各号列記以外の部分中「政令第1条第4項第5号」を「前条第1項第3号及び第2項の規定は、政令第1条第3項第5号」に、「は、次に掲げるとおりとする」を「について準用する」に改め、同項各号を削り、同条第2項及び第3項を削り、同条を第10条とする。

第12条を削る。

第13条第1項各号列記以外の部分中「第9条及び第10条」を「第8条及び第9条」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 旅館・ホテル営業 第8条第3号、第4号イ及び第6号に掲げる基準

(2) 簡易宿所営業 第9条第1項第2号並びに第9条第2項において準用する第8条第3号、第4号イ及び第6号に掲げる基準

第13条第2項を次のように改める。

2 前項に規定するもののほか、その構造設備が第8条第6号（第9条第2項（第10条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による必要がない場合又はこれらの規定により難しく、かつ、公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、これらの規定を適用しないことができる。

第13条を第11条とし、第14条を第12条とする。

(町田市保健所関係手数料条例の一部改正)

第2条 町田市保健所関係手数料条例（平成22年12月町田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表7の項中「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同項金額の欄中イを削り、ウをイとし、エをウとする。

(町田市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正)

第3条 町田市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成18年3月町田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表備考中「第2条」を「第2条第2項」に、「ホテル営業又は旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

附 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。

町田市旅館業法施行条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(宿泊者の衛生に必要な措置の基準)</p> <p>第5条 法第4条第2項の規定により条例で定める措置の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>旅館業の施設</u>については、次に掲げる換気措置を講ずること。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2) <u>旅館業の施設の照明設備は、当該施設内のそれぞれの場所で宿泊者の安全衛生上又は業務上必要な照度を満たすものとする</u>こと。</p> <p>(3) <u>旅館業の施設の排水設備は、水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障のないようにしておく</u>こと。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>寝具類については、次に掲げる措置を講ずること</u>。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>寝具は、適切に洗濯、管理等を行う</u>こと。</p>	<p>(宿泊者の衛生に必要な措置の基準)</p> <p>第5条 法第4条第2項の規定により条例で定める措置の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>営業施設</u>については、次に掲げる換気措置を講ずること。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>客室内の空気1リットル中の炭酸ガスの量を1.5立方センチメートル以下に保つ</u>こと。</p> <p>(2) <u>営業施設の採光及び照明は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める照度を有するように</u>すること。</p> <p>ア <u>客室、応接室及び食堂 40ルクス以上</u></p> <p>イ <u>調理場及び配膳室 50ルクス以上</u></p> <p>ウ <u>廊下及び階段 常時20ルクス(深夜(午後11時から翌日の午前6時までの間をいう。))においては、10ルクス以上</u></p> <p>エ <u>浴室、脱衣室、洗面所、便所等 20ルクス以上</u></p> <p>(3) <u>営業施設</u>については、次に掲げる防湿措置を講ずること。</p> <p>ア <u>排水設備は、水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障のないように</u>しておくこと。</p> <p>イ <u>客室の床が木造であるときは、床下の通風を常に良好に</u>しておくこと。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>寝具類については、次に掲げる措置を講ずること</u>。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>布団及び枕は、適当な方法により湿気を除く</u>こと。</p>

町田市旅館業法施行条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(6) 略</p> <p>(7) 浴室については、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 浴槽は、1日1回以上換水し、清掃すること。ただし、ろ過器を使用して浴槽水を循環させる浴槽については、1週間に1回以上換水し、清掃すること。</p> <p>ウ 共同浴室については、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと。</p> <p>エ 温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉を貯留する貯湯槽（以下単に「貯湯槽」という。）を使用するときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>（ア） 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、<u>町田市規則（以下「規則」という。）</u>で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行うこと。</p> <p>（イ） 略</p> <p>オ・カ 略</p> <p>キ 浴槽水については、規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行うこと。ただし、客室に設ける浴槽（ろ過器を使用して浴槽水を循環させる浴槽を除く。）の浴槽水については、この限りでない。</p> <p>ク 略</p>	<p><u>(6) 客室には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準を超えて宿泊者を宿泊させないこと。</u></p> <p><u>ア ホテル営業、旅館営業及び下宿営業</u> <u>一客室の町田市規則（以下「規則」という。）</u>で定めるところにより算定した有効部分の面積（以下「有効面積」という。） <u>3平方メートルについて1人</u></p> <p><u>イ 簡易宿所営業 有効面積1.5平方メートルについて1人</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 浴室については、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 浴槽は、1日1回以上換水し、清掃すること。ただし、ろ過器を使用して浴槽水を循環させる浴槽<u>にあつては</u>、1週間に1回以上換水し、清掃すること。</p> <p>ウ 共同浴室<u>にあつては</u>、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと。</p> <p>エ 温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉を貯留する貯湯槽（以下単に「貯湯槽」という。）を使用するときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>（ア） 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、<u>規則</u>で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行うこと。</p> <p>（イ） 略</p> <p>オ・カ 略</p> <p>キ 浴槽水については、規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行うこと。ただし、客室に設ける浴槽（ろ過器を使用して浴槽水を循環させる浴槽を除く。）の浴槽水<u>にあつては</u>、この限りでない。</p> <p>ク 略</p>

町田市旅館業法施行条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(8) 洗面所及び便所の手洗設備には、清浄な湯水を十分に供給するとともに、石けん等を常に使用できるよう備えること。</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p><u>(10) 洗面所、便所等に備え付ける手ぬぐい等は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。</u></p> <p><u>(11) 営業者は、前各号に掲げる宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、原則として<u>旅館業の施設</u>ごとに、管理者を置くこと。ただし、営業者が自ら管理者となって管理する<u>旅館業の施設</u>については、この限りでない。</u></p> <p>(営業者の遵守事項)</p> <p>第7条 <u>営業者は、旅館業の施設ごとに、公衆の見やすい場所に、当該施設の名称を表示しなければならない。</u></p> <p>(<u>旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準</u>)</p> <p>第8条 政令第1条第1項第8号の規定により条例で定める<u>旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準</u>は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>玄関帳場を設ける場合には、宿泊者の利用しやすい位置とし、かつ、受付等の事務に適した広さを有するものであること。</u></p>	<p><u>(9) 洗面所には、清浄な湯水を十分に供給すること。</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p><u>(11) 便所に備え付ける手ぬぐい等は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。</u></p> <p><u>(12) 営業者は、前各号に掲げる宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、原則として<u>営業施設</u>ごとに、管理者を置くこと。ただし、営業者が自ら管理者となって管理する<u>営業施設</u>については、この限りでない。</u></p> <p>(営業者の遵守事項)</p> <p>第7条 <u>営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 客室の入口には、室番号又は室名を表示しておくこと。</u></p> <p><u>(2) 客室には、定員を表示した案内書、表示板等を備え付けること。</u></p> <p><u>(3) 営業施設には、営業従事者名簿を備え付け、規則で定める事項を記載しておくこと。</u></p> <p>(<u>ホテル営業の施設の構造設備の基準</u>)</p> <p>第8条 政令第1条第1項第11号の規定により条例で定める<u>ホテル営業の施設の構造設備の基準</u>は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>宿泊者の利用しやすい位置に、受付等の事務に適した広さを有する玄関帳場を設置すること。</u></p> <p><u>(2) 宿泊定員及び利用形態に応じた十分な広さのロビー及び食堂を有すること。</u></p> <p><u>(3) 調理場は、次に掲げる構造設備の基準によること。</u></p> <p><u>ア 壁、板その他適当な物により、他の部</u></p>

町田市旅館業法施行条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(2) 客室は、次に掲げる基準によること。</p> <p>ア 一客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、<u>政令第1条第1項第1号</u>に規定する面積以上であること。</p> <p><u>イ 収容定員に応じた十分な広さを有し、かつ、清掃が容易に行える構造であること。</u></p> <p>ウ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 浴室は、次に掲げる基準によること。</p> <p>ア <u>衛生上支障が生じないよう清掃が容易に行える構造であること。</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 便所は、次に掲げる基準によること。</p> <p>ア <u>宿泊者等の利用しやすい位置に設けること。</u></p> <p>イ 防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有すること。</p> <p>ウ 便所を付設していない客室を有する階には、<u>共同便所を設けること。</u></p>	<p><u>屋等から区画されていること。</u></p> <p><u>イ 宿泊者に食事を供給するのに支障のない広さを有すること。</u></p> <p><u>ウ 出入口、窓その他開閉する場所には防虫設備を、排水口には防そ設備を設けること。</u></p> <p><u>エ 十分な能力の換気設備を有すること。</u></p> <p>(4) 客室は、次に掲げる基準によること。</p> <p>ア 一客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、<u>政令第1条第1項第2号イ又は第3号</u>に規定する面積以上であること。</p> <p>イ 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>寝具類の収納設備は、寝具類の数量に応じた十分な広さを有すること。</u></p> <p>(7) 浴室は、次に掲げる基準によること。</p> <p>ア <u>洋式浴室の浴槽は、利用者ごとに浴槽水を取り替えることができる構造設備であること。</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ <u>和式浴室を設ける場合には、十分な数の上り湯栓及び水栓を有すること。</u></p> <p>エ 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 便所は、次に掲げる基準によること。</p> <p>ア <u>各階に設置し、防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有すること。</u></p> <p>イ 便所を付設していない客室を有する階には、<u>男子用及び女子用とを区分した共同便所を設け、規則で定める宿泊定員に応じた数の便器を設置すること。</u></p>

町田市旅館業法施行条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>エ 共同便所を設ける場合には、男子用と女子用を別に設け、適当な数の便器を設置すること。</u></p> <p><u>(7) 共同洗面所を設ける場合には、宿泊者の需要を満たすことができる適当な数の給水栓を設置すること。</u></p> <p>(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)</p> <p><u>第9条 政令第1条第2項第7号の規定により条例で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。</u></p>	<p><u>(10) 共同洗面所を設ける場合には、規則で定める数の給水栓を設置すること。</u></p> <p><u>(旅館営業の施設の構造設備の基準)</u></p> <p><u>第9条 政令第1条第2項第10号の規定により条例で定める旅館営業の施設の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、第2号及び第3号に掲げる基準は、修学旅行等おおむね50人以上の団体を宿泊させる旅館営業の施設(以下「団体宿泊旅館」という。)についてのみ適用する。</u></p> <p><u>(1) 客室と他の客室、廊下等との境界は、壁、ふすま、板戸又はこれらに類する物を用いて区画すること。</u></p> <p><u>(2) 調理場を設ける場合には、配膳に支障が生じないような十分な広さを有する配膳室を付設すること。</u></p> <p><u>(3) 前号の配膳室には、食器戸棚及び高さ75センチメートル以上の配膳台を設けること。</u></p> <p><u>2 前条第3号の規定は、旅館営業の施設に調理場を設ける場合について準用する。</u></p> <p><u>3 前条第4号から第10号までの規定は、旅館営業の施設について準用する。この場合において、同条第4号ア中「政令第1条第1項第2号イ又は第3号」とあるのは「政令第1条第2項第2号又は第3号」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)</p> <p><u>第10条 政令第1条第3項第7号の規定により条例で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 宿泊者の利用しやすい位置に、宿泊者の履物を保管する設備を設けること。</u></p>

町田市旅館業法施行条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(1) 総客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、政令第1条第2項第1号に規定する面積以上であること。</u></p> <p><u>(2) 略</u></p> <p><u>(3) 玄関帳場等を有しない場合には、事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする体制を整備すること。</u></p> <p><u>2 第8条第2号イ及びウ並びに同条第3号から第7号までの規定は、簡易宿所営業の施設について準用する。</u></p> <p>(下宿営業の施設の構造設備の基準)</p> <p><u>第10条 前条第1項第3号及び第2項の規定は、政令第1条第3項第5号の規定により条例で定める下宿営業の施設の構造設備の基準について準用する。</u></p>	<p><u>(2) 一客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、3平方メートル以上であること。</u></p> <p><u>(3) 総客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、政令第1条第3項第1号に規定する面積以上であること。</u></p> <p><u>(4) 階層式寝台を設ける場合は、2層とすること。</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>2 第8条第3号の規定は、簡易宿所営業の施設に調理場を設ける場合について準用する。</u></p> <p><u>3 第8条第4号イ及び同条第5号から第10号まで並びに前条第1項第1号の規定は、簡易宿所営業の施設について準用する。</u></p> <p>(下宿営業の施設の構造設備の基準)</p> <p><u>第11条 政令第1条第4項第5号の規定により条例で定める下宿営業の施設の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 一客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、4.9平方メートル以上であること。</u></p> <p><u>(2) 各客室には、押入れを設けること。</u></p> <p><u>2 第8条第3号の規定は、下宿営業の施設に調理場を設ける場合について準用する。</u></p> <p><u>3 第8条第4号イ及び第7号から第10号まで並びに第9条第1項第1号の規定は、下宿営業の施設について準用する。</u></p> <p><u>(衛生措置基準の特例)</u></p> <p><u>第12条 市長は、ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるものその他特別の事情があるものについては、第5条第2号及び第6号に掲げる基準</u></p>

町田市旅館業法施行条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(構造設備基準の適用除外)</p> <p><u>第11条</u> 旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第5条第1項の施設について、その構造設備が<u>第8条及び第9条の基準</u>による必要がない場合又はこれらの基準により難しく、かつ、公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準を適用しないことができる。</p> <p>(1) <u>旅館・ホテル営業 第8条第3号、第4号イ及び第6号に掲げる基準</u></p> <p>(2) <u>簡易宿所営業 第9条第1項第2号並びに第9条第2項において準用する第8条第3号、第4号イ及び第6号に掲げる基準</u></p> <p>2 前項に規定するもののほか、その構造設備が<u>第8条第6号(第9条第2項(第10条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)</u>の規定による必要がない場合又はこれらの規定により難しく、かつ、公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、これらの規定を適用しないことができる。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第12条 略</u></p>	<p><u>に関し、規則で必要な特例を定めることができる。</u></p> <p>(構造設備基準の適用除外)</p> <p><u>第13条</u> 旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第5条第1項の施設について、その構造設備が<u>第9条及び第10条の基準</u>による必要がない場合又はこれらの基準により難しく、かつ、公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準を適用しないことができる。</p> <p>(1) <u>旅館営業 第9条第1項第2号、同条第2項において準用する第8条第3号並びに第9条第3項において準用する第8条第5号、第6号、第7号イ及びウ、第9号並びに第10号</u></p> <p>(2) <u>簡易宿所営業 第10条第1項第1号及び第5号、同条第2項において準用する第8条第3号並びに第10条第3項において準用する第8条第5号、第6号、第7号イ及びウ、第9号並びに第10号</u></p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>旅館営業、簡易宿所営業又は下宿営業について、その構造設備が第9条第2項、第10条第2項及び第11条第2項において準用する第8条第3号並びに第9条第3項、第10条第3項及び第11条第3項において準用する第8条第9号及び第10号の規定による必要がない場合又はこれらの規定により難しく、かつ、公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、これらの規定を適用しないことができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第14条 略</u></p>

町田市保健所関係手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	金額	名称	金額
略	略	略	略
7 旅館業法 （昭和23年 法律第138 号）第3条第 1項の規定に 基づく旅館業 許可申請手数 料	ア <u>旅館・ホテル営業</u> 1 件につき 30,600 円 イ 簡易宿所営業 1件 につき 16,500円 ウ 下宿営業 1件につ き 16,500円	7 旅館業法 （昭和23年 法律第138 号）第3条第 1項の規定に 基づく旅館業 許可申請手数 料	ア <u>ホテル営業</u> 1件に つき 30,600円 イ <u>旅館営業</u> 1件につ き 30,600円 ウ 簡易宿所営業 1件 につき 16,500円 エ 下宿営業 1件につ き 16,500円
略	略	略	略

町田市災害派遣手当等の支給に関する条例新旧対照表

改正後	改正前		
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="151 324 746 365"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考 「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）<u>第2条第2項</u>に規定する<u>旅館・ホテル営業</u>の施設以外の施設をいう。</p>	略	<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="798 324 1393 365"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考 「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）<u>第2条</u>に規定する<u>ホテル営業又は旅館営業</u>の施設以外の施設をいう。</p>	略
略			
略			